

平成 26 年第 3 回臨時会会議録

平成26年 第3回菊池市議会臨時会会期日程表（会期1日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
11月20日	木	本 会 議	開会宣告、開議 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長提出議案の上程・質疑・討論・採決 報告 閉会宣告

平成26年 第3回菊池市議会臨時会会議録（目次）

11月20日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第1号	7
2. 本日の会議に付した事件	8
3. 出席議員氏名	8
4. 欠席議員氏名	9
5. 説明のため出席した者の職氏名	9
6. 事務局職員出席者	10
7. 開 会	11
8. 開 議	11
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	11
日程第2 会期の決定	11
日程第3 議案第105号から議案第115号まで一括上程・説明・質疑・ 討論・採決	11
日程第4 報告第20号 上程・報告・質疑	22
10. 追加議事日程（第1号の追加1）	22
日程第1 議案第116号上程・説明・質疑・討論・採決	22
11. 閉会	24

第 1 号

1 1 月 2 0 日

平成26年第3回菊池市議会臨時会

議事日程 第1号

平成26年11月20日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第105号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第106号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第107号 平成26年度菊池市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第108号 平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第109号 平成26年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）
- 議案第110号 平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第111号 平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第112号 平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第113号 平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第114号 平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 議案第115号 平成26年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）
- まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 報告第20号 専決処分の報告について（簡易水道施設管理瑕疵）
- 上程・報告・質疑



追加議事日程（第1号の追加1）

- 第1 議案第116号 平成26年度菊池市一般会計補正予算（第7号）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第105号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第106号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正す
る条例の制定について

議案第107号 平成26年度菊池市一般会計補正予算（第6号）

議案第108号 平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3
号）

議案第109号 平成26年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2
号）

議案第110号 平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第
3号）

議案第111号 平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計
補正予算（第3号）

議案第112号 平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予
算（第1号）

議案第113号 平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第3号）

議案第114号 平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
（第2号）

議案第115号 平成26年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 報告第20号 専決処分の報告について（簡易水道施設管理瑕疵）

上程・報告・質疑

日程第5 議案第116号 平成26年度菊池市一般会計補正予算（第7号）

上程・説明・質疑・討論・採決

出席議員（19名）

1番 平 直 樹 君

2番 東 奈津子 さん

3番	坂本道博君
4番	水上隆光君
5番	出口一生君
6番	猿渡美智子さん
7番	松岡讓君
8番	荒木崇之君
9番	柁原賢一君
10番	工藤圭一郎君
11番	城典臣君
12番	大賀慶一君
14番	水上彰澄君
15番	泉田栄一朗君
16番	森清孝君
17番	樋口正博君
18番	木下雄二君
19番	山瀬義也君
20番	境和則君

欠席議員（1名）

13番 岡崎俊裕君

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	木村利昭君
政策企画部長兼 市長公室長	小川秀臣君
総務部長	馬場一也君
市民環境部長	倉原良則君
健康福祉部長	木原雄二君
経済部長	松野浩一君
建設部長	中原宏隆君
七城総合支所長	大山堅四郎君
旭志総合支所長	水上満弘君
泗水総合支所長	上田讓二君
財政課長	中村喜範君

総務課長兼選挙
管理委員会事務局長
教 育 長
教 育 部 長
農業委員会事務局長
水 道 局 長
監 査 事 務 局 長

伊 藤 道 俊 君
原 田 和 幸 君
松 岡 千 利 君
原 和 徳 君
藤 本 辰 広 君
宮 村 公 男 君



事務局職員出席者

事 務 局 長
議 事 課 長
議 会 係 長

城 主 一 君
徳 永 裕 治 君
松 原 憲 一 君

午前10時04分 開会

○**議長（森 清孝君）** 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○**議長（森 清孝君）** ただいまの出席議員は19名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第3回菊池市議会臨時会を開会します。

午前10時04分 開議

○**議長（森 清孝君）** これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（森 清孝君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、松岡讓君及び荒木崇之君を指名します。

日程第2 会期の決定

○**議長（森 清孝君）** 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日の1日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（森 清孝君）** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

日程第3 議案第105号から議案第115号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○**議長（森 清孝君）** 次に、日程第3、議案第105号から議案第115号までの11議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○**市長（江頭 実君）** 改めまして皆様、おはようございます。本日、平成26年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席を

いただき、まことにありがとうございます。

提案理由をご説明申し上げます前に、本年度施政方針の中の重点プロジェクト、儲かる農業プロジェクトで準備を進めてまいりましたインターネットショップ、菊池まるごと市場を10月20日にオープンいたしましたことを、この場をおかりしてご報告いたします。本市の農林畜産物などを一堂に、いわば丸ごとに取りそろえたインターネットショップでございます。

PRの一環としまして、明日11月21日からの3日間、東京で行われますワテラスマルシェと東京交通会館マルシェに出店を行います。菊池まるごと市場に掲載している商品の中から選りすぐりの農産物、加工品などの販売、菊池の食材を使ったカレーやスープの屋台出店をいたします。また、菊池ゆかりの方々をお招きしまして、菊池の素材を使った菊池を丸ごと味わう会というものも予定しているところでございます。

清涼で豊かな水資源と肥沃な大地で育った魅力あふれるメイドイン菊池の商品を、菊池まるごと市場を通じて全国に向けて発信してまいりたいと思います。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第105号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第106号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、昨今の社会経済情勢等により、国の人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告の内容に準じて本市職員の給与並びに市長等の期末手当を改定するため、関係する条例の一部を改正するものでございます。

また、議案第107号から議案第115号までの平成26年度菊池市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の補正予算案9議案につきましては、給与改定に必要な補正予算でございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 改めましておはようございます。それでは、議案第105号から議案第115号まで、一括してご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第105号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由は、地方公務員法により職員の給与については、国や他の地方公共団体

の職員の給与、民間従業者の給与との均衡を図ることとされていることから、今般の人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告の内容に準じて本市職員の給与を改定する必要があると判断されるために、条例の一部を改正するものでございます。

あけて2ページから6ページまでが改正する条例案でございます。

内容は、平成26年の月例級及び特別級、いわゆる期末手当及び勤勉手当につきましていずれも民間を下回っていることから、7年ぶりに職員給与を引き上げる改定となっております。また、改定は本年度施行の改正と平成27年4月以降の施行の改正となります。

まず、本年度分の改定内容といたしまして、1点目が、一般職の職員の月例級につきまして、民間給与との格差を解消するため、県の人事委員会勧告に沿って給料月額を改定を行うものでございます。

2点目が、期末手当及び勤勉手当につきまして、支給月数を民間に見合うよう0.15月分引き上げるものでございます。支給月数の引き上げ分は民間の支給状況を参考に勤勉手当に配分することとし、本年度につきましては、12月期の勤勉手当に配分するものでございます。

3点目が、通勤手当及び単身赴任手当の基礎額について、民間の状況を踏まえてそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、平成27年4月以降の改定内容といたしまして、1点目が単身赴任手当の加算額及び管理職員特別勤務手当の見直しを行うものでございます。

2点目が期末手当及び勤勉手当につきまして、支給月数の引き上げ分を本年度は12月期にまとめてお支払いをするということでございますけど、来年度から6月期と12月期の勤勉手当に均等になるように配分するものでございます。

それでは、別冊の新旧対照表の1ページをお開きください。

表の右側が改正案で、下線部分が改正点でございます。

まず、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の第1条におきまして、改正する部分でございます。第9条の通勤手当は自動車等の使用距離に応じて、それぞれの記載の額に引き上げるものでございます。

2ページをお願いいたします。第9条に、単身赴任手当は手当の月額のうち基礎額を2万3,000円から3万円にするものでございます。第16条第2項第1号勤勉手当は、本年12月に支給いたします支給率を100分の67.5から100分の82.5とするものでございます。給料表7級の者に対する改正につきましては100分の87.5から100分の102.5とするものでございます。同条第2項第2号の改正につきましては、再任用職員に対する支給率の改正でございます。

あけて3ページから6ページまでの別表の改正は、行政職給料表の改正でござい

ます。

7ページをお開きください。一部改正条例の第2条において、平成27年4月から改正する部分でございます。第9条の2、単身赴任手当は職員と配偶者の住居間の交通距離区分に応じて支給される加算額、民間で言います帰宅費用等に相当します部分について、その上限額を改正するものでございます。第14条の2、第14条の3、管理職手当及び管理職員特別勤務手当は、条文の整備と、週休日等に加えて、管理職員が災害への対処等の臨時、緊急の必要によりやむを得ず平日深夜、午前0時から午前5時に勤務した場合にも、国家公務員に準じて管理職員特別勤務手当を支給するものでございます。

8ページをお願いいたします。14条の4は単身赴任手当を再任用職員に適用するための改正でございます。第16条、勤勉手当の改正は支給月数の引き上げ分を6月期と12月期の勤勉手当が均等になるように配分するために、100分の82.5を100分の75に、給料表7級の者に対する改正につきましては、100分の102.5を100分の95とするものでございます。同条第2項第2号は再任用職員に対する支給率の改正です。

なお、この条例は交付の日から施行させていただきます。ただし、第2条の規定につきましては、平成27年4月1日から施行することとしております。

次に、再び議案書に戻っていただき、7ページをお開きください。

議案第106号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。今回の改正は、本市一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の国家公務員の給与等の改正に準じて市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当について、支給率を引き上げるものでございます。

あけて8ページが改正案でございます。第1条及び第2条が菊池市長等の給与及び旅費に関する条例、第3条及び第4条が菊池市教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例、第5条及び第6条が菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正でございます。

それでは、再び新旧対照表の9ページをお開きください。

菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の改正でございます。上段が本年12月に支給分の期末手当を100分の150から100分の170に改正するものです。下段が平成27年度以降に支給します期末手当において、6月支給を100分の140から100分の147.5に、12月支給分を100分の170から100分の162.5に改正するものでございます。

次に新旧対照表の10ページが、菊池市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、11ページが菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

条例の改正でございます。いずれも市長等と同様の改正となっており、上段が本年度12月支給分、下段が来年度以降の6月支給分及び12月支給分の改正でございます。

次に、議案書に戻っていただきまして、9ページをお開きください。

議案第107号、平成26年度菊池市一般会計補正予算をご説明いたします。

あけて10ページをお願いいたします。今回の補正は人事院勧告等に基づく給与等の改定に伴うもので、5,660万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ252億5,446万9,000円とするものでございます。補正は繰越金での措置でございます。

続きます議案第108号から115号の特別会計等につきましても、職員の給与等の改定に伴う補正のみでございますので、補正額及び総額のみの説明とさせていただきます。

31ページをお願いいたします。議案第108号、平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。あけて32ページをお願いいたします。補正額67万3,000円を追加しまして、予算の総額を52億8,196万4,000円とするものでございます。

次に41ページをお願いいたします。議案第109号、平成26年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）でございます。あけて42ページをお願いいたします。補正額43万6,000円を追加し、予算の総額を2億1,905万円とするものでございます。

次に51ページをお開きください。議案第110号、平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算でございます。第3号でございます。あけて52ページをお願いいたします。補正額44万3,000円を追加し、予算の総額を6億7,410万5,000円とするものでございます。

次に61ページをお願いいたします。議案第111号、平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。あけて62ページをお願いいたします。補正額49万1,000円を追加し、総額を5億6,303万6,000円とするものでございます。

次に71ページをお願いいたします。議案第112号、平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）でございます。あけて72ページをお願いいたします。補正額16万2,000円を追加し、予算の総額を1億3,184万4,000円とするものでございます。

次に81ページをお願いいたします。議案第113号、平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。あけて82ページをお願

いたします。補正額24万1,000円を追加し、予算の総額を3億9,695万円とするものでございます。

次に91ページをお願いいたします。議案第114号、平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）でございます。あけて92ページをお願いいたします。補正額505万2,000円を追加し、予算の総額を6億8,829万4,000円とするものでございます。

次に101ページをお願いいたします。議案第115号、平成26年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。あけて102ページをお願いいたします。収益的支出に55万3,000円を追加しまして、4億3,746万7,000円とするものでございます。

以上、議案第105号から議案第115号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） おはようございます。議席番号1番の平直樹です。

菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、一つ質疑がありますので聞きたいと思います。

先ほどの説明の中に民間よりも安いというふうに、民間という言葉がたびたび出てきましたが、その民間とは一体どこを指しているのか。民間もそれぞれあると思います。その、熊本県内を見ているのか、菊池市内を見ているのか、それとも全国的なものを見ての民間という言葉なのかを教えてくださいというふうに思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 平議員のご質疑にお答えしたいと思います。

今回、一般職員の月例給等につきましては、熊本県の人事委員会勧告に準じた改正を行っておりまして、熊本県人事委員会がどのような調査をもとにして勧告の内容を決めているかということでございますけれども、民間といいますと、職種別民間給与実態調査というのを県の人事委員会がやっております、県内の民間給与の実態を調査するものでございます。調査の範囲としましては全産業、郵便局、宗教及び外国公務を除きました全産業の企業規模50人以上かつ事業者規模50人以上の県内の民間事業所というところでございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 説明の中にも、民間も上がりましたしというような説明がありました。人事院勧告がありまして、それをもとにその給料を上げていくということに対して特に疑問があるわけではございませんが、民間が上がってきたので、こちらでもその人事院勧告に従って上げますよということであれば、じゃあ全体的に民間が下がった場合はこちらでも下げるといような考えはありますか。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 地方公務員の給与につきましては、社会情勢、あるいは民間給与との均衡を図るといことでございますので、これまでも人事院勧告に沿って、上がった勧告の内容のときには上げていくと、下げる勧告が出た場合には下げているというところで、地方公務員の給与を、いわゆる菊池市一般職員の給与についても、そのようなことに準じて改正をさせていただいているという状況でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 給料が高い、安いというのは少し感覚的なものがすごく大きいと思いますので、菊池市民の方とその感覚が大きく乖離しないようにしっかりと見きわめてやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（森 清孝君） ほかに質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第105号から議案第115号までは、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議はありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから、討論を行います。

議案第105号から議案第115号までの11件について、討論はありますか。
荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） おはようございます。議案第105号から議案第115号について、反対討論をいたします。

まず、議案第105号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、反対理由としまして、昨年6月議会において、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災の復興財源を捻出するため、国家公務員給与を平均7.8%削減する特例措置に伴い、地方公務員においても給与削減を講じるよう国からの要請を受け、本市職員の給与削減案が提出されました。しかし、本市議会では否決されました。給与削減案を否決した自治体は県内14市中、八代市と菊池市のわずか2市だけでした。予定されていた削減額は4,662万円に上りません。今回、市の職員の給与の引き上げ案が提案されていますが、一般会計だけでも5,660万円の増額となります。削減されなかった額と今回の増額分を合わせると約1億1,000万円にもなります。

私は本市の職員が憎くて反対しているわけではありません。昨年の東日本大震災の復興財源の捻出のための給与削減案を菊池市議会が可決していれば、私は今回喜んで賛成しました。しかし、熊本県内のほとんどの自治体職員は復興の痛みを分け合っています。本市のように都合が悪いときは地方分権、都合がよいときは国の方針に合わせろなんて言っていたら、日本国は成り立っていきません。

以上の理由により反対討論といたします。

次に、議案第106号についてですが、この条例で計算いたしますと、議員報酬も本年12月の期末手当は約7万円の増額となります。職員の給与を上げるなど反対しているのに特別職や議員の報酬を上げるとはとても私は言えません。ですので反対いたします。

最後に、議案第107号から115号については、議案第105号、106号に関連する予算案ですので反対いたします。

以上の理由により反対討論といたしますので、議員各位におかれましてはご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森 清孝君） ただいま、議案第105号から議案第115号までに対する反対討論がありましたので、まず、議案第105号に対する討論を行います。

議案第105号に対する賛成者の発言を許します。

猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） おはようございます。議案第105号に対する賛成討論を行います。

このところ何年もの間、公務員給与は下がることはあっても上がることはないという状態が続いてきました。毎月の給与だけでなく、期末勤勉手当も退職金もがくんと減ってきたという現状であります。

熊本県人事委員会による給与引き上げの勧告は、平成19年以来、実に7年ぶりのものであります。これは先ほど話がありましたように、民間給与との格差を解消するためのものであり、民間給与の水準に基づいてその額を決めていくという公務員給与のあり方を考えれば、実施されて当然のことだと考えます。人事院勧告に従わないというのであれば、公務員給与の決め方を根底から覆すことになってしまうのではないのでしょうか。引き上げといっても、平均値で言いますと0.55%ですから、消費税の引き上げ率3%には遠く及ばないことも言うまでもありません。

さらに、熊本県の市町村職員の賃金水準は九州でも最下位となっています。6位の宮崎県と比べても1万円余り低いという実態です。公務員の給与はめぐりめぐって地域の経済に返っていくものだと考えております。

公務員の給与が上がらないということは、民間の給与もまた抑えるということにつながってしまうのではないのでしょうか。よく言われるデフレ脱却のためにも、ここで公務員の給与引き上げというのは大切なことだと私は考えます。

一方、職員の働く環境を見ますと、合併後の行政改革による職員数減、国からのさまざまな制度改革や多様化する住民ニーズへの対応など、厳しさを増しています。そんな中にもよりよい公共サービスを目指しておられる姿があると思っています。

安心安全のまちづくりに職員の力、マンパワーは欠かせません。職員のモチベーションの維持と人材確保の意味からも、人事委員会の勧告どおりの引き上げを要望します。

以上、105号に対する賛成討論であります。以下106号から115号までの議案についても関連した内容でありますので、これに対しても同じ理由で賛成したいと思っております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 議案第105号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで議案第105号に対する討論を終わります。

次に、議案第106号について反対討論がありましたので、議案第106号に対する討論を行います。賛成の討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで、議案106号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 先ほど議案第108号の中で説明した数字に、どうも私が間違っ数字をお読みしたと、説明したというところがございましたので、ここで正しい数字を再度、採決前にご説明しておきます。

31ページになります。議案第108号、平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算でございますけれども、あけて32ページになりますけれども、私が補正額を67万3,000円と先ほど申し上げたというふうでございまして、正確には補正額は63万7,000円でございます。ここで訂正させていただきたいと思ひます。

○議長（森 清孝君） これより議案第105号から議案第115号までについて採決します。

討論がありましたので、採決は1議案ずつ起立により行ひます。

お諮りします。議案第105号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願ひます。

(賛成者起立)

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第105号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第106号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願ひます。

(賛成者起立)

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第106号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第107号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願ひます。

(賛成者起立)

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第107号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第108号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願ひます。

(賛成者起立)

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第108号は原案のとおり可決す

ることに決定しました。

次に、お諮りします。議案第109号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第109号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第110号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第110号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第111号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第111号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第112号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第112号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第113号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第113号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第114号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第114号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第115号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第115号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 報告第20号 上程・報告・質疑

○議長（森 清孝君） 次に、日程第4、報告第20号を議題とします。
提出者の報告を求めます。
総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 議案書107ページをお願いいたします。
報告第20号、専決処分の報告についてでございます。
地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。
あけて108ページが専決第12号、専決処分書でございます。
相手方に対しまして、市議会に氏名等の報告を行う旨、説明を行っていることを申し添えておきます。
記載のとおり、簡易水道施設の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について専決処分を行ったものでございます。
以上が報告第20号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で報告を終わります。
これから、質疑を行います。報告第20号について質疑はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

追加日程第1 議案第116号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、追加議事日程第1、議案第116号を議題とします。
提出者の提案理由の説明を求めます。
市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま上程されました議案第116号についてご説明申し上げます。
追加議案書の1ページをお願いいたします。
議案第116号、平成26年度菊池市一般会計補正予算（第7号）でございます。
衆議院解散の表明に伴う選挙費用について補正を行うものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 追加議案につきましてご説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第116号、菊池市一般会計補正予算（第7号）でございます。

あけて2ページをお願いいたします。今回の補正は2,341万5,000円を追加し、予算総額を252億7,788万4,000円とするものでございます。衆議院解散の表明に伴う選挙費用について補正を行うものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明いたします。

8ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、1枠目、目2総務費委託金2,231万円は衆議院議員総選挙等に係る委託金でございます。

次に10ページをお願いいたします。歳出でございますが、目7衆議院議員選挙費2,341万5,000円は、12月2日公示予定、12月14日選挙が執行される予定となっております選挙にかかわります人件費及び物件費等の必要経費でございます。

以上、議案第116号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで質疑を終わります。

議案第116号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議はありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第116号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了し、今臨時会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、平成26年第3回菊池市議会臨時会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



閉会 午前10時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員長 森 清 孝

菊池市議会議員 松 岡 讓

菊池市議会議員 荒 木 崇 之

付 録

平成26年第3回臨時会付議事件一覧及び審議結果表

(11月20日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第105号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第106号	菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第107号	平成26年度菊池市一般会計補正予算(第6号)	原案可決
議案第108号	平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第109号	平成26年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第110号	平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第111号	平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第112号	平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第113号	平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第114号	平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第115号	平成26年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第116号	平成26年度菊池市一般会計補正予算(第7号)	原案可決
報 告		
報告第 20号	専決処分の報告について(簡易水道施設管理瑕疵)	原案報告